

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成21年3月19日(2009.3.19)

【公表番号】特表2008-530954(P2008-530954A)

【公表日】平成20年8月7日(2008.8.7)

【年通号数】公開・登録公報2008-031

【出願番号】特願2007-556203(P2007-556203)

【国際特許分類】

H 04 N 5/225 (2006.01)

G 03 B 19/06 (2006.01)

G 03 B 19/07 (2006.01)

G 03 B 17/12 (2006.01)

H 04 N 101/00 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/225 Z

G 03 B 19/06

G 03 B 19/07

G 03 B 17/12 A

H 04 N 101:00

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月30日(2009.1.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子カメラであって、景色の出力画像を生成し、前記電子カメラは：

第1のセンサー出力を生成する第1の画像センサー；

前記景色の第1の画像を前記第1の画像センサーに形成する第1のレンズ；

第2のセンサー出力を生成する第2の画像センサー；

前記第1のレンズと同一の方向に向けられ及び同一の前記景色の第2の画像を前記第2の画像センサーに形成し、前記第2の画像を提供するために最小焦点距離と最大焦点距離の間で調整可能であるズームレンズ；

前記第1の画像センサーからの第1のセンサー出力又は前記第2の画像センサーからの第2のセンサー出力の何れかを選択し、それにより選択センサー出力を提供する制御素子；及び

前記選択センサー出力から前記出力画像を生成する処理部、を有する電子カメラ。

【請求項2】

前記第1のレンズは固定焦点距離を有する、請求項1記載の電子カメラ。

【請求項3】

ユーザーに焦点距離を選択可能にするユーザー制御を更に有し、及び前記制御素子は、前記ユーザー制御に応答し対応するセンサー出力を選択する、請求項2記載の電子カメラ。

【請求項4】

前記第1のレンズの固定焦点距離は前記ズームレンズの最小焦点距離より短く、それにより間に焦点距離ギャップが残される、請求項3記載の電子カメラ。

【請求項 5】

前記処理部は、焦点距離ギャップの少なくとも一部にわたり電子的にズームを行う電子ズーム能力を有する、請求項4記載の電子カメラ。

【請求項 6】

前記ユーザー制御はズーム位置の選択を可能にし、それにより前記ズーム位置は、(a)前記ズーム位置が前記第1のレンズの固定焦点距離であるか又は前記ズームレンズの焦点距離の範囲内である場合、光学焦点距離として見なされ、及び(b)前記第1のレンズの固定焦点距離と前記ズームレンズの最小焦点距離との間のギャップの範囲内である場合、電子ズーム量として見なされる、請求項5記載の電子カメラ。

【請求項 7】

前記第1の画像センサーにより提供された画像はパノラマ画像である、請求項2記載の電子カメラ。

【請求項 8】

前記第1及び第2の画像センサーに形成された前記第1及び第2の画像は、前記第1の画像センサーのパノラマアスペクト比を有する異なるアスペクト比を有する、請求項2記載の電子カメラ。